平成２９年（フ）第２０６７号
福岡市東区香椎１丁目２番28―101号
債務者　尾鼻　　朗
1　決定年月日時　平成30年１月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０６８号
福岡市東区香椎１丁目２番28―101号
債務者　尾鼻眞千子
1　決定年月日時　平成30年１月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０８５号
福岡県糟屋郡宇美町とびたけ２丁目９番103号
債務者　原　　正雄
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０８６号
福岡県糟屋郡宇美町とびたけ２丁目９番103号
債務者　原　　昌子
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０８７号
福岡県糟屋郡宇美町とびたけ２丁目９番103号
債務者　原　美樹子
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０９９号
福岡市東区香椎照葉４丁目２番２―411号
債務者　橋本　博子（旧姓成海）
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３２９号
大分市新川町２丁目９番35号（ニューリバー73―401）
債務者　佐伯かおり（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３６３号
大分市大字三佐2256番地の１（レオパレスリバーポート103）
債務者　中山　寿一
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第２６号
東京都目黒区八雲１丁目９―３
債務者　安山　昌徳
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４９号
東京都北区赤羽台３丁目19―15―102
債務者　大槻　君代
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５０号
埼玉県朝霞市根岸台５丁目６－１―501
債務者　立石　　健
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５１号
神奈川県横浜市緑区上山２丁目34―５―205
債務者　金子　龍樹
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５４号
東京都港区南青山７丁目13―13　武久アパート　２号
債務者　平山　勝之
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５６号
東京都中野区江古田４丁目32―10―102
債務者　大塚　仁美
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５０８号
岡山市中区長岡335番地３　県営住宅東岡山団地10棟548号
債務者　池田　敦子
1　決定年月日時　平成30年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５１１号
岡山県備前市日生町寒河1935番地１　グリーンファミール103号
債務者　明石　敬子
1　決定年月日時　平成30年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部